

損害賠償請求事件の終結(和解)について

図書館元臨時職員事件に係る損害賠償請求事件が、平成29年3月30日に終結(和解)しましたので、その概要を報告します。

和解の概要について

本件訴訟は、平成23年8月14日、滝上町文化センターにおいて、滝上町臨時職員として図書館に勤務していた工藤陽子さんが、同僚の臨時職員であった小谷昌宏(現受刑者・懲役18年確定)に殺害された事件につき、工藤陽子さんのご遺族である原告(工藤唯広氏)が、小谷と滝上町を被告として1億859万円余りを求めた民事上の損害賠償訴訟です。(小谷の裁判は本町と分離され、平成28年10月に5千700万円余りを支払えとする判決済)

本件訴訟では、本町の損害賠償責任の法的根拠として、①本町の使用者責任(民法第715条)の有無及び②被害者に対する本町の安全配慮義務違反(民法第415条)の有無が争点となりました。

よって殺害されるという極めて痛ましい事件であることは厳然たる事実です。

本町は、本件訴訟を通じ、いずれの責任についても全面的に争い、審理を進めた結果、3月8日、裁判所から本件事件の解決方法として、本件事件に対する道義的責任に基づくとする和解勧告を受けました。

本件和解の内容は、以下の和解条項に記載のとおりですが、①本町が原告に対し、和解金として100万円を支払うこと②本件事件の発生や事件後の被害者遺族への対応について道義的観点から謝罪すること③今後より万全な安全管理体制構築のための具体的方策の検討・実施に努めることを骨子としており、これを受諾するに至りました。

本件和解を受諾するに至った理由について

本町としては、本件事件の解決方法として、判決により、法的賠償責任の有無のみについて司法の判断を仰ぐ選択肢も考え得るところではありません。しかし、本件事件が、職場において、町の職員が同僚に

最後に、本町は、本件事件の被害者である工藤陽子さん、加害者の刑事裁判の後に相次いで他界されたご両親に対し、あらためて哀悼の意を表するとともに、二度とこの様な悲惨な事件が起こらないよう、より万全な安全管理体制の構築に努める所存です。

和解条項

(1)被告は、原告に対し、本件和解金として100万円の支払義務があることを認める。
(2)被告は、原告に対し、前項の金員を、平成29年4月28日限り、指定の口座に振り込んで支払う。
(3)被告は、本件事件当時、文化センター内に防犯カメラが設置され、職員の複数勤務体制を採っていたれば本件事件のような悲惨な事件の発生を防止し得た可能性があったと認識し、本件事件発生に対する道義的責任を認め、この点につき、本件事件の被害者である故工藤陽子さん、故工藤陽子さんの遺族である故工藤眞作さん、故工藤トヨ子さん及び原告に対し、道義的観点から謝罪の意を表する。

(4)被告は、本件事件後、原告ら遺族に対し、出来得る限りの誠意をもって対応したつもりであったが、原告ら遺族から見れば、その心情を害する対応があったことを真摯に受け止め、この点につき、遺憾の意を表すとともに道義的観点から謝罪の意を表する。

(5)被告は、本件事件後、防犯カメラの設置や複数勤務体制など、安全管理体制構築に意を用いてきたが、今後もかかる安全管理体制を継続しつつ、より万全な安全管理体制構築のための具体的方策を検討し、その実施に努めるものとし、かかる検討・実施状況について平成29年度三月期に開催される滝上町定例議会において被告代表者が行政報告を行うものとする。
(6)原告は、その余の請求を放棄する。
(7)原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関するこの和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
(8)訴訟費用は各自の負担とする。